

平成 24 年 7 月 27 日

関係各位

株式会社大和証券グループ本社  
大和証券株式会社

証券取引等監視委員会による勧告事案に関する調査委員会の報告  
及び当社としての改善策等について

平成 24 年 6 月 29 日付で、証券取引等監視委員会からジャパン・アドバイザーズ合同会社による内部者取引に対して課徴金納付命令の勧告が行われた事案について、当該課徴金納付命令の対象者が旧大和証券キャピタル・マーケット株式会社（現：大和証券株式会社）の元社員から情報を入手していたとの認定が示されたため、当社は、社外の弁護士等からなる調査委員会を設置し、事実関係や要因の分析等に関する徹底的な調査を行ってまいりました。

今般、上記調査により判明した事実、認識された問題点及び再発防止策等に関する報告書を受領いたしましたので、報告いたします（別紙 1）。

今回の情報漏えいについて、調査委員会からは、当社が組織的に公募増資に関する情報を顧客に対して提供していた事実は認められないとの報告を受けており、また、これまでのところ、金融当局からも組織的な情報漏えいがあったとの指摘は受けておりません。

一方で、調査委員会からは、当社の情報管理態勢の問題点を指摘されており、当社としてはそれら指摘事項を真摯に受け止め、改善策等（別紙 2）を策定いたしました。

お客様をはじめ関係各位にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、今後は当社の内部管理態勢の強化・改善を着実に実行し、業界全体の問題については同業他社も含めた広範な議論を働きかけていくことで、本邦資本市場の信頼回復及び発展に貢献していく所存です。

以 上

(別紙1)

平成24年7月27日

株式会社大和証券グループ本社 御中  
大和証券株式会社 御中

## 報告書(要旨)

調 査 委 員 会

調査委員長 但 木 敬 一

特別調査委員 門 口 正 人

特別調査委員 上 村 達 男

調査委員 秋 山 洋

## **第1 調査の概要**

### **1. 調査の目的**

本調査の目的は、証券取引等監視委員会が、同委員会による平成24年6月29日付け「ジャパン・アドバイザー合同会社に対する検査結果に基づく勧告について」と題する勧告（以下「本件勧告」という）において、「日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社」の「社員甲」が、「その職務に関して知った」、日本板硝子が公募増資を決定した旨の重要事実（以下、当該公募増資を「本件公募増資」という）を、ジャパン・アドバイザー合同会社（以下「JA社」という）に伝達した旨（以下「本件情報漏えい」という）の認定を行ったことを受けて、本件情報漏えいに関する事実関係を明らかにすること、及び本調査によって明らかとなった事実関係を踏まえて、「社員甲」（以下「元社員甲」という）が所属していたグローバル・エクイティ・セールス第一部（以下「GES第一部」という）における営業姿勢、コンプライアンス態勢等の問題点を指摘し、再発防止策を提言することである。

### **2. 調査の方法**

調査委員会は、大和証券の法人関係情報その他の顧客情報の管理に関する社内規程・社内ルールその他の情報管理態勢を調査した上で、GES第一部所属の部員を中心として、総勢39名の電子メール及びチャット（確認対象としたブルームバーグメールは合計約20,000通、ブルームバーグチャットは約2,000通である。また、Notesメールは、正確な数量までは確認できないものの、相当数の数量であった）、総勢38名の電話の通話記録（確認対象とした電話の通話記録は、通話件数約12,000件、通話時間約500時間であった）、及び総勢10名のインタビュー（インタビューの時間は、合計約650分であった）その他関連資料の収集及び検討を行った。

なお、大和証券においては、本件公募増資が公表された平成22年8月24日以前より、数年間分の電子メール、及び2年間分以上の電話の通話記録が保存されており、本調査において、極めて有用な情報の提供を得た。また、調査委員会による調査は、大和証券に対する完全に独立の立場において実施され、かつ、大和証券による無条件の調査協力が得られたことを付言する。

## **第2 調査によって判明した事実**

### **1. GES第一部の概要**

GES第一部は、国内外機関投資家のエクイティ関連商品の売買に関する事項等に関し、顧客に対してリサーチ（調査・分析）情報を提供し、その対価として顧客から株式等のオーダー等により手数料を得る業務を主たる業務とする部署である。

## 2. GES 第一部の情報管理態勢

### (1) 大和証券の情報管理態勢

大和証券では、法人関係情報を、業務上の必要がある場合を除き、他者に伝達することが禁じられている。したがって、白部署<sup>1</sup>はもとより、たとえチャイニーズ・ウォール内、あるいは同じ部署内であっても、業務上、当該情報を知る必要のない役職員に対し、無用に法人関係情報を伝達してはならないとされている。

法人関係情報を含む機密情報は、入室管理に加えて、原則常時施錠、パスワード又はアクセス制限等により情報取扱者を限定し、関係者以外が取扱うことのないよう厳重に管理されている。特に法人関係情報を取扱う際に、案件名、会社名、内容等を伏せる必要がある場合には、プロジェクトコードを利用するなど、情報漏えい防止に努めている。

大和証券は、公募増資に際しプレ・ヒアリングを行っていないため、特に本件公募増資のような共同主幹事案件では、ロードショー<sup>2</sup>の準備等のために GES 第一部のライン部長等の責任者に対しては公表前に当該公募増資が行われることを知らせるのが原則であるが、そこから各部員に知らせるのは、公表後とするのが社内ルールであった。

### (2) 情報管理システム

#### ア 法人関係情報専用システム

大和証券の役職員が法人関係情報を入手した場合、及び業務上必要な範囲内で他部署に伝達する場合、直ちに、その旨を専用システムに登録することとされ、これにより、役職員による有価証券の売買等を監視するコンプライアンス部に対し、法人関係情報の存在と広がりについて知らしめ、適切に情報を管理している。

#### イ 電子メール査閲システム

担当役員、ライン部室長及びコンプライアンス部長は、役職員が社外宛に発信した全メールを対象に、情報漏えい等がないかをサンプルチェックの方法で確認することとされており、その結果は、社長を議長とする法務監査会議において報告されている。

---

<sup>1</sup> 白部署とは、組織上、法人関係情報を遮断すべき売買受注部署及びその関連部署、並びに、業務上、法人関係情報を通常では入手することが想定されない部署である。GES 第一部は白部署である。

<sup>2</sup> 有価証券届出書の届出後に勧誘活動と並行して行う、発行会社による投資家向けプレゼンテーションのことである。

なお、本件公募増資当時の GES 第一部の査閲率は、法人関係情報に常時接するインベストメント・バンキング業務を行う IB 部門（黒部署<sup>3</sup>）における査閲率が 100% 近いことと比較すると、極めて低かった。

### 3. 本件情報漏えいに関する事実関係の概要

調査委員会は、本調査の結果、本件情報漏えいについて、以下のとおり認定する。

GES 第一部のライン部長が、黒部署から、本件公募増資<sup>4</sup>に関する情報を正規の手続を経て伝達された平成 22 年 8 月 16 日以後、自席の電話から、関係部署との間で、本件公募増資を想起させる可能性のある会話のやり取りを行っており、また、GES 第一部の部員の一部が、同日以後、部員間等において、単なる噂と留まらない情報として本件公募増資に関する情報のやり取りを行っている等の状況があったことから、元社員甲は、本件公募増資を大和証券内において推知しうる状態にあった。

元社員甲は、平成 22 年 8 月 18 日及び同月 20 日の GES 第一部の朝会に出席し、GES 第一部のライン部長から、18 日には、「来週は休まないように」といった主旨の指示を受け、20 日には、銘柄名までは明示されないものの、「来週 24 日の引け後に、発行体と呼んでの勉強会がある」旨の話を聞いた。

元社員甲は、上記の平成 22 年 8 月 20 日開催の GES 第一部の朝会にて、同月 24 日が本件公募増資の公表日であることを知り、同日、JA 社に対し、本件公募増資に関する情報を伝達する電話をかけた。元社員甲は、当該電話において「来週火曜日（注：8 月 24 日）」と日付を明言しており、これは 8 月 20 日開催の朝会で伝達された内容と一致するもので、かつ、それ以外では知ることが困難な情報であった。

本件勧告及びその際の報道発表によれば、元社員甲から上記の電話を受けた JA 社は、直ちに、大和証券以外の証券会社を介して、JA 社が実質的に運用していた外国籍のヘッジファンドの計算において、日本板硝子の株式合計 265 万 3000 株を売付価額 5 億 4178 万 6532 円で売り付けた。

以上より、元社員甲は、遅くとも、上記の時点までに、その職務に関し、本件公募増資に関する情報を知り、JA 社に対し、当該情報を伝達したものと認められる。

他方、大和証券においては、他の証券会社におけるヘッジファンドセールスに見

---

<sup>3</sup> 黒部署とは、業務上、法人関係情報を一般的に入手することが想定される部署である。

<sup>4</sup> 本件公募増資は、平成 22 年 8 月 24 日に公表された。

られるような、貸株を用意して売りを推奨するといった販売手法をとっておらず、事実、本件公募増資の公表前に売りを推奨しておらず、また、不自然な貸株取引もなかったこと、本件公募増資の公表前に、GES 第一部の社員から黒部署に対するアプローチがなされていないこと、JA 社に対し、社内ルールに違反する接待等は行われていないこと、平成 15 年から現在までの間、機関投資家向けリサーチ営業を行う部署とエクイティ・シンジケート部署との間で直接異動した社員はいないこと、アナリスト・レポートの発行の可否の判断にあたり、ファイナンス銘柄がブラックアウト期間であることが白部署の部員から推察されない工夫がなされていること、及び顧客に対して法人関係情報を提供することが指示若しくは推奨され、又は、社員が顧客に対して法人関係情報を提供したことに気付きながら、これを黙認していたとの事実は認められなかったこと、等を踏まえると、大和証券が、組織的にいわば営業政策として本件公募増資に関する情報を顧客に対して提供していたとの事実は認められない。

### **第 3 調査を通じて認識された問題点**

#### **1. 情報拡散防止策の不徹底**

##### **(1) 法人関係情報の伝達を受けた者の意識の不十分さ**

GES 第一部のライン部長は、ドライラン<sup>5</sup>への出席者確保、ロードショーのアレンジ等、業務上の必要から、公表前に本件公募増資に関する情報の伝達を受けていた。

しかし、本件公募増資に関する情報の伝達を受けた後、同ライン部長が、自席の電話から、関係部署との間で、本件公募増資を想起させる可能性のある会話のやり取りを行ったことなどから、本件公募増資に関する情報は、平成 22 年 8 月 16 日以降、GES 第一部の部内の一部において単なる噂に留まらない情報として共有されていた。

##### **(2) 朝会の問題**

GES 第一部のライン部長は、ドライランへの出席者を確保し、投資家に対してロードショーのアポイントメントをとるため、同部の部員に対し、公表前である平成 22 年 8 月 20 日開催の同部の朝会において、同月 24 日の引け後の予定を開けておくようにとの指示をしたため、GES 第一部の部員が本件公募増資を推認し得たとの問題があった。

なお、平成 22 年 8 月 20 日に開催された朝会以前において、GES 第一部内において、同月 24 日という具体的な公表の日付を示した形で本件公募増資に関する情報が飛び交っていたとの事実は認められず、本件公募増資に関する具体的な情報を有していた黒

---

<sup>5</sup> 発行会社が証券会社の営業員を集めて行う会社説明会。ロードショーの予行演習である。

部署（エクイティ・シンジケート部等）に所属する部員から GES 第一部の部員に対し、直接、業務上の必要性がないにもかかわらず、本件公募増資に関する情報が伝達されたとの事実は認められなかった。

### (3) スケジュール帳

GES 第一部においては、ライン部長のスケジュール帳を全ての部員が閲覧でき、例えばエクイティ・シンジケート部とのミーティング等が記入されていると、公募増資等の案件の存在を推測しうる状況にあった。

### (4) 部室レイアウト

GES 第一部内の配置は、法人関係情報に触れる機会のあるライン部長の座席の向い合せや横に顧客を担当する部員が座っていた。したがって、電話越しに話の内容が漏れ伝わってくる可能性があるという問題があった。事実、本件公募増資においても漏れた可能性がある。

## 2. 情報伝達に関するセールス担当者の意識

### (1) アナリストへの積極的アプローチ

日本板硝子担当のアナリストは、平成 22 年 7 月下旬ころ、黒部署の部員から、本件公募増資公表後の海外出張に向けたスケジュール確保のための連絡がなされたことにより、本件公募増資を推知しえたものと思われる。

また、GES 第一部の部員も、当該アナリストの海外出張予定を確認すること等により、本件公募増資の存在に気付いた可能性があった。

### (2) GES 第一部内での情報伝達

GES 第一部の業務運営マニュアルには、「コンプライアンス面に留意した上で、情報を営業員間で共有し、顧客に役立つ情報を発信する。」と規定されている。

しかし、本件公募増資に関する情報のような法人関係情報が業務上の必要性のない部員間で共有されていたとすれば、その点について、業務運営マニュアルの趣旨の理解が不十分であったと言わざるを得ない。

### (3) 顧客への情報伝達

本件公募増資に関しては、GES 第一部内に、元社員甲のみならず、JA 社以外の顧客に対し、本件公募増資に関する情報を仄めかす内容の伝達を行っていた者がいた。このような事態は、噂として話をするだけならば法人関係情報を漏えいしていることにはならないかのように勘違いしていたり、あるいはそもそも第三者に対する情報の伝達行為に対する慎重さが欠如していたりすることに起因するものと思われる。万一、

GES 第一部の部員から本件公募増資に関する情報の伝達を受けた顧客が、JA 社と同様に、日本板硝子株式の売買を行っていた場合には、当該売買がインサイダー取引になりえたことについての想像力と責任感が希薄であったと言わざるを得ない。

### 3. 実効性あるモニタリングの不存在

GES 第一部のメール査閲率は極めて低く、また、ブルームバーグチャット及び電話の会話録音の確認がなされていなかったことにより、各部員が顧客とのやり取りを誰かに見られているとの意識が低かったことが、各人のコンプライアンス意識や責任感の低下を招き、そのことが、本件情報漏えいの背景にあったものと考えられる。

### 4. 評価システムの問題点

GES 第一部の部員は、重要な投資家によるブローカー評価を大幅に向上させ、あるいは、高評価を維持した場合には、社内において非常に高く評価されていた<sup>6</sup>。他方、JA 社のように法人関係情報又はそれに近い情報を要求してくる顧客も存在していた。

したがって、GES 第一部の部員の中には、顧客からの要求に過度に応えようとする者がいてもおかしくはない状況にあったが、それにもかかわらず、そのような過度な情報提供がなされる危険性について、会社として特に注意を払っていたという形跡はなかった。

### 5. 教育・研修の不十分さ

大和証券においては、一定の研修が行われていたが、GES 第一部の部員の中には、証券会社に期待される役割、すなわち、資本市場の機能を十全に発揮させ、公正な価格形成に寄与するとの重い役割を十分に理解していない者がいたと言わざるを得ない。

### 6. 法人関係情報の取扱い

GES 第一部の部員が法人関係情報に該当しうる情報を取得する可能性があることを前提とした情報管理及び情報提供についてのルールを整備すべきであったにもかかわらず、そのようなルールはなかった。

## 第4 再発防止策

上記第3で示した問題点を踏まえ、再発防止策について、以下のとおり提言する。

本件情報漏えいは、他の証券会社の社員が、顧客企業の公募増資に関する情報を公表

---

<sup>6</sup> もっとも、大和証券がJA社から会社として高い評価を受けていたわけではない。具体的には、平成21年の第1四半期から平成22年の第4四半期にかけてのJA社によるブローカーランキングにおいて、大和証券は、6位が3回、5位が1回、4位が2回、3位が2回という状況であった。



前に漏えいしていたことが相次いで発覚し、証券業界全体の情報管理のあり方が厳しく問われる中で発覚したものである。

「大和スピリット」<sup>7</sup>によれば、大和証券は、顧客からの信頼を獲得するために、サービスに対する高い満足感を顧客に与えるよう、常に付加価値の高いサービスの提供を心掛ける一方で、高い倫理観に基づく強い自己規律をもって、常に法令諸規則が意図するところを洞察し、社会通念や良識に照らし合わせ、誠実に行動することを目標としてきた。しかし、本件情報漏えいは、GES 第一部の部員が、前者の価値観を正しく理解せず、一部の顧客の満足を過度に追求するあまりに、それとは比較にならないほど大きな会社の損失(本件公募増資において、本件情報漏えいによる株価の下落によって生じた引受手数料の減少のみならず、引受ビジネスにおける顧客からの信用及び信頼の毀損)を生じさせ、ひいては、証券業界、資本市場に対する信用及び信頼を毀損させる結果となった。

大和証券においては、このような証券会社の市場仲介者としての責任に背くとともに、引受証券会社として発行会社の信頼を裏切る事態を生じさせたことを深く反省し、より厳正なコンプライアンス態勢を敷き、もって全社的に証券業界のリーディングカンパニーとしての意識を確立することが喫緊の課題である。まさに、「大和スピリット」に記載されているとおり、「高いコンプライアンス意識に基づく社会からの信頼こそが、自らの持続的成長の源泉であることをいつも念頭において行動」することが求められている。

本報告書は、上記の認識に立って、調査委員会の立場から再発防止策を提言するものである。大和証券においては、当該提言を真摯に受け止め、具体策を検討の上、速やかに実行されることを期待する。

## 1. GES 第一部に対する公募増資公表前の情報提供の禁止

GES 第一部の部員がドライランに参加するということは、当該説明会において目論見書の範囲を超えた情報の提供を行うことができないことに鑑みると、必ずしも必要な行事というわけではないように思われる。また、ロードショーとして回る投資家の優先順位を決めることについても、必ずしもGES 第一部が行う必要はなく、一定のセールス情報があれば、エクイティ・シンジケート部のみで完結しうる作業であると考えられる。

したがって、GES 第一部に対する公募増資公表前の情報提供を禁止するという方法も検討に値すると考える。

## 2. 部室レイアウトの変更等

スケジュール帳の記入方法を、案件が推測されないよう工夫すること、及び、法人関

---

<sup>7</sup> 法令遵守等の大和証券グループの役職員としての基本精神をまとめた冊子である。大和証券グループの役職員は、当該冊子を常に携帯し、ここに記載されている内容を体得することを心掛けるように指導されている。

係情報を入手する可能性のある白部署のライン部長等が、法人関係情報に関する電話をかける際には会議室に入る等、他の部員に話の内容が漏れ伝わらないような工夫をすることが必要であると考える。

### 3. アナリストを介した情報漏えいの防止

アナリストの情報管理及びスケジュール管理の見直しが必要であると考える。

### 4. モニタリングの強化

本件公募増資当時の GES 第一部のメール査閲率は極めて低かったものの、大和証券においては、査閲ルールの強化が図られ、平成 24 年 6 月のメール査閲率は 94.2%に向上している。今後は、さらに監視機能を実効性あるものにするために、査閲対象の拡張等、モニタリング態勢の充実・強化を図る必要があると考える。

### 5. 評価システムの見直し

GES 第一部における評価基準として、顧客からの評価のみを偏重せず、コンプライアンス意識、倫理観等の要素をより加味するよう、評価システムを見直す必要があると考える。

### 6. 研修制度の充実

法令に関する知識（表面的な知識に限らず、趣旨を理解した実質的な知識）、コンプライアンス意識、及び後述する職業倫理意識の向上を目的として、現在行われている研修をより充実させる必要があると考える。

### 7. 法人関係情報の取扱い

GES 第一部の部員がアナリスト等の情報収集先から法人関係情報に該当しうる情報を取得する可能性があることを前提に、機関投資家営業における顧客に対する情報提供について、ルールの整備を行う必要があると考える。

### 8. 職業倫理の徹底

大和証券においては、業務上必要な場合を除き、同一部署内であっても法人関係情報の伝達は禁じられていた。しかし、法令上、情報伝達行為そのものや、第二次情報受領者によるインサイダー取引は違法でないとの形式論的な認識が、情報管理意識の低さをもたらした要因の一つであることも否定しがたい。証券業界のリーディングカンパニーたるべき証券会社としては、そのような法の形式論的な解釈に留まらず、法の目的である資本市場の機能の十全な発揮と公正な価格形成の確保を図るべく、高い倫理観を持ち

合わせることが求められる<sup>8</sup>。

大和証券においては、すでに、時代を先取りした極めて高い職業倫理意識が「大和スピリット」としてまとめられている。ここに謳われている職業倫理の重要性を各役職員に徹底させるために、ことある毎に経営者自らが、その重要性を説き、まさに体得させるよう心掛ける必要があると考える。

加えて、英国版金融サービス業の 11 の principles に見られるような、いわばグローバルスタンダードとも言うべきベストプラクティスの遂行を目指すべく、大和証券における各種業務のあり方について、引続き継続的な検証と見直しを怠ってはならないものと考ええる。

## **第 5 結語**

調査委員会は、大和証券に対し、本報告書に記載した本件情報漏えいに関する事実関係が認められたことについて深く反省を求める。他方、このような事態が生じてしまったことを真摯に受け止め、さらなるコンプライアンス態勢の充実と、資本市場の機能の十全な発揮と公正な価格形成の確保という資本市場規制の目的に沿い、かつ、時代を先取りしたより厳正なコンプライアンス態勢を敷くべく、本報告書で提言した再発防止策を具体的に検討の上、速やかに実行に移すことを求めるものである。

以 上

---

<sup>8</sup> なお、現在、政権与党の作業部会等がインサイダー情報の漏えい行為についても罰則を科すよう法令の改正を検討しているようである。このように、明示的な禁止規定が存在しないために現在は倫理の問題と見る余地のある問題であっても、将来的には明快に法令上の問題となりうることに注意が必要である。

(別紙2)

## 改善策等について

当社は、調査委員会から受領した報告書の内容を真摯に受け止め、それらを踏まえた以下の施策を迅速かつ着実に実行することにより、資本市場の機能の十全な発揮と公正な価格形成の確保という資本市場規制の目的に沿った、グローバルスタンダードのコンプライアンス態勢を確立してまいります。

### (1)改善策の基本方針

当社は、『高い職業倫理の醸成と、モニタリング機能の強化による予防型の内部管理態勢の構築』を改善策の基本方針とし、以下の理念に基づき改善策を講じる。

- ・ 法令・諸規則に規定されている禁止事項に抵触しなければ問題ないという形式的な判断ではなく、常に法令・諸規則が意図するところを洞察し、社会通念や良識に照らし合わせ、誠実に判断して行動する。
- ・ 金融・資本市場を通じて社会および経済の発展に寄与しなければならない、という高い職業倫理を醸成し、組織に浸透させる。
- ・ 金融・資本市場の信頼を損なう可能性がある問題については、早期に発見し、初期段階で速やかに解決を図ることで、未然に防止する。

### (2)再発防止のための改善策

内部管理態勢の見直し

( ) 情報管理態勢の強化

#### (a-1)ECM 部<sup>9</sup>から GES 第一部への法人関係情報の伝達に係る実務の見直し

ジョイント・ブックランナー案件においては、実務上事前調整を行う必要があり、ECM 部から GES 第一部のライン部長及びファイナンス担当者に対し、公表日 1 週間程度前に法人関係情報を伝達していたが、今後は ECM 部内で完結するように業務フローを改める。

#### (a-2) GES 第一部における情報管理ルールの導入

GES 第一部において、情報提供・情報交換に関する新たなルールを制定する。  
当該ルールを周知すべく、直ちに研修を実施し、その後も継続的に部内研修

<sup>9</sup> エクイティ・キャピタルマーケット部。

を行い、転入者・中途採用者向け研修も都度実施していく。

(b-1) 黒部署からリサーチ部門への伝達に係る実務の見直し

主にグローバル・オフリング案件において、公表後に想定される投資家からのアナリストとの面談要請への対応準備のため、スケジュールの確保などが業務上必要な場合は、黒部署からリサーチ部門に対して断片的な情報の伝達を行うことはせず、適正な情報管理ルールに基づいて行う。

なお、法人関係情報の伝達から公表日までの期間は、実務上の観点も踏まえ、可能な限り短縮させる。

(b-2) リサーチ部門における行動規範の制定及び情報管理ルールの導入

リサーチ部門においてアナリスト行動規範を作成し、明文化された情報管理ルールを制定する。

当該規範及びルールを周知すべく、直ちに研修を実施し、その後も継続的に部内研修を行い、転入者・中途採用者向け研修も都度実施していく。

(c) アナリストのスケジュール情報管理の見直し

アナリストの海外出張スケジュールを社内イントラに掲載しない。

( ) セントラル・モニタリング機能の強化

(a) GES 第一部に対する専任内部管理責任者の配置

GES 第一部に対し専任内部管理責任者を配置することで、コンプライアンス部が直接現場をチェックするセントラル・モニタリング機能を強化する。

(b) 電話のモニタリング

GES 第一部の電話記録のモニタリングを新たに実施する。

(c) 会社貸与携帯電話に対する録音機能の付与

GES 第一部の部員に対して会社が貸与している携帯電話に録音機能を付与する。なお、現在でも個人所有携帯電話の業務上での使用は禁止しているが、この旨を再度周知徹底する。

(d) 主幹事ファイナンス案件にかかる重点的モニタリング

コンプライアンス部は、グローバル・オフリングを伴う大型の主幹事ファイナンス案件について、ファイナンス情報公表日前の一定期間を対象として、GES 第一部の電話及びメールのモニタリングを重点的に実施する。

#### 運営方法の見直し

( ) 株価下落時のファイナンス案件延期の検討

主幹事ファイナンス案件において、その公表前に特異な株価動向が確認され、情報漏えいの疑いが懸念される場合には、社内の検討会において、従来の数値基準中心の判断のみならず、実効性のある判断を行い、発行者との間で延期を含めた日程の再検討または再確認を行う。

( ) 市場の公正性を妨げるおそれのある投資家等への対応

法令・諸規則の趣旨に鑑みて、金融・資本市場の公正性を妨げるおそれのある行為を相手方から要求された場合、当社は注意喚起を行い、是正を求める。さらにそのような要求が継続した場合には、当社の判断において取引停止を含む毅然とした対応をとる。

なお、当社がモニタリングの過程において発見した疑わしい取引については、遅滞なく当局との連携を図り、適正に対応していく。

#### 人事・研修の見直し

( ) 人事評価の改善

グローバル・インベストメント・バンキング本部、グローバル・マーケッツ本部、法人本部のライン部長の人事評価（コンプライアンス定性評価）に「未公表情報の取扱い」項目を追加する。

( ) 罰則の強化・周知

社内制裁の対象となる行為に、法人関係情報等の社外への漏えいを追加する。

( ) 特別研修の実施

調査委員会による調査結果及び改善策の周知徹底、並びに法人関係情報の管理強化を目的として、特別研修を実施する。

( ) 研修内容の見直し

既存の社内研修において、高い職業倫理の醸成を図るとともに、法令・諸規則の趣旨をも踏まえた研修内容への見直しを行う。

#### その他

( ) 役職員の責任の明確化

- ・ 役員の経営責任及び管理責任(事案発生時)

|                  |     |                     |
|------------------|-----|---------------------|
| 大和証券グループ本社       | CEO | 基本報酬 10%の減額、3ヶ月     |
| 旧大和証券キャピタル・マーケット | 社長  | 基本報酬 10%の減額、3ヶ月     |
| 旧大和証券キャピタル・マーケット | 副社長 | 基本報酬 10%の減額、3ヶ月     |
| その他関係役員          |     | 基本報酬 10%～20%の減額、3ヶ月 |

・関係した社員

社内規程にもとづき厳正に処分する。

( ) 内部通報制度の周知

法令・諸規則に反する、又はそのおそれのある行為等を早期に発見し是正するための内部通報制度について、職員に対して再度周知徹底を図る。

( ) 公募増資等に係る制度への対応

法人関係情報の漏えいリスクを孕む公募増資等に係る実務フローの見直しなど、業界として対応すべき事項もあると考えられるため、取引慣行を含む制度全般の見直しにおいて、市場関係者に対する積極的な働きかけを行い、より公正な制度への改善を目指す。

以上